

審 査 書

(仮称)) 横浜金沢シンシア R・Cセンター建設事業に係る環境影響評価準備書及び環境影響評価書に関する横浜市環境影響評価条例第 23 条第 1 項に規定する環境保全の見地からの意見は、次のとおりである。

横浜市長 中 田 宏

第 1 対象事業

1 事業者の名称及び所在地

名 称：株式会社横浜金沢シンシア

代表者：代表取締役 松坂 幸洋

所在地：金沢区福浦一丁目 5 番 2 号

2 対象事業の名称及び種類

名 称：(仮称) 横浜金沢シンシア R・Cセンター建設事業

種 類：廃棄物処理施設の建設 (第 1 分類事業)

3 事業実施区域

横浜市金沢区幸浦一丁目 8 番 2、10 番 4 及び 10 番 6 の計 3 筆

第 2 審査意見

1 全般的事項

(仮称) 横浜金沢シンシア R・Cセンター建設事業 (以下「本事業」という。) は、株式会社横浜金沢シンシアが金沢区幸浦一丁目 8 番 2、10 番 4 及び 10 番 6 の計 3 筆 (以下「計画地」という。) に廃棄物処理施設を建設しようとするもので、横浜市環境影響評価条例に規定する第 1 分類事業である。

本事業は、金沢産業団地及び横浜市内を中心とした事業者が排出する産業廃棄物を受け入れ、適正に処理するため、廃棄物焼却設備、破碎装置、廃熱発電設備により構成さ

れる廃棄物処理・再資源化施設を整備するものである。

計画地の敷地面積は35,569m²で、土地利用計画は、建築面積の合計が11,300m²、緑地の面積が6,170m²、煙突・構内道路・駐車場等の面積が17,929m²となっている。また、建築物の高さは地上31mの計画である。

本事業は焼却施設を設置するもので、焼却炉のほか、受入供給設備として粗大物や容器入り廃飲料水等の廃棄物を破砕する破砕機を設置し、また、余熱利用設備として焼却に伴う廃熱を電気エネルギーとして回収する蒸気タービン発電機を設置する計画である。焼却設備の排ガスは排ガス処理設備で処理した後、高さ80mの煙突から排出する。主な設備の概要は次表のとおりである。

設備名称	主要機器等	処理能力	設置数
受入供給設備	破砕機	440t/9時間 〔360t/9時間〕 80t/9時間	2基
焼却設備	焼却炉 (キルン・ストーカ炉)	372 t/24時間 (186 t/24時間/炉)	2炉
余熱利用設備	蒸気タービン発電機	6,000 kW	1基

上記施設で処理する廃棄物は、次表に示すとおり、横浜市及び近隣自治体の事業者から排出される産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物とする計画である。

分類	種類	収集対象地域
産業廃棄物	汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、ゴムくず、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、燃え殻、ばいじん、金属くず	横浜市及び近隣自治体
特別管理産業廃棄物	感染性廃棄物	横浜市及び近隣自治体

なお、本事業では横浜市環境影響評価条例対象事業としての産業廃棄物中間処理施設のほかに、産業廃棄物の積替保管施設も設置する計画としている。

計画地がある金沢産業団地は、昭和41年に発表された横浜市の基幹事業の一つである金沢地先埋立事業により造成された埋立地である。住・工混在の解消による既成市街地での公害防除、都市再開発、さらに良好な環境をもった工場団地の育成などを目的として、横浜市によりこの埋立地への工場等移転事業が進められ、昭和53年に企業の進出が始まり、昭和58年にはほぼ現在の形が整った。金沢産業団地では、個々の工場等による公害防止対策のほか、全体としても、同団地と同時に建設された住宅との間に視覚遮断、

騒音防止、大気浄化等を目的とした緩衝緑地帯を設けるなどの対策を講じている。

計画地及びその周辺の埋立地は標高が約2mの平坦な地形だが、計画地から西側約1km以遠の後背地は丘陵地帯になっている。また、計画地の東側一帯及び北側は他の工場等を挟んで海域となっている。

計画地の都市計画法で定めた地域地区は、工業地域、第7種高度地区及び臨港地区（工業港区）であり、周辺には一般廃棄物焼却工場、下水道終末処理施設、下水汚泥焼却及び資源化施設、各種製造工場などが立地している。また、計画地に隣接する工場等の建築物の高さは31m又はそれ以下となっている。

計画地の西側には製造工場、下水道終末処理施設、首都高速湾岸線、国道357号、金沢シーサイドラインが存在し、さらにその先には緩衝緑地帯を挟んで第一種住居地域、第一種中高層住居専用地域の住居系の用途地域となっており、集合住宅等が存在する。計画地の主要な施設が建設される部分から住宅地までの距離は最も近いところでおおよそ500mである。

金沢区内の一般環境大気測定局（長浜測定局）における測定結果では、二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質については、環境基準を達成しているが、二酸化窒素については市内の他のほとんどの一般環境大気測定局と同様、横浜市の環境目標を達成していない。一方、光化学オキシダントについては、市内の他の一般環境大気測定局と同様、環境基準を達成していない。

本事業が評価書に記載されているところにより、環境の保全の見地から適正な配慮をして実施される限りにおいては、周辺の環境に及ぼす影響は著しいものではないと考えられるところではあるが、周辺住民からは大気汚染による健康への影響に不安を訴える意見書が多く寄せられている。このことを考慮すると、本事業による環境リスクについて、関係者が相互に情報の共有を進め、問題や行為に対して理解と信頼のレベルを上げてリスク削減に役立てるため、事業者において周辺住民とのリスクコミュニケーションを推進することについても検討されるべきである。

事業の実施にあたっては、事業内容及び地域特性を考慮し、評価書に記載された事項に加え、次に示す事項に留意する必要がある。

2 個別的事項

(1) 環境影響評価項目

ア 存在・供用時

(ア) 大気汚染

- a 焼却施設の排出ガス窒素酸化物濃度の計画目標値を50ppmとしており、この濃度で排出ガスが拡散した場合についてシミュレーションした結果、当該焼却施設の稼動に伴う二酸化窒素による周辺環境への影響の程度は小さいものと評価されている。しかし、二酸化窒素の横浜市環境目標が達成されていないこと及び光化学オキシダントの環境基準が達成されていないことから、窒素酸化物の排出量をできる限り低減すべきであり、また、技術的には脱硝効率をさらに向上させることが可能であるため、窒素酸化物の計画目標値をさらに低減すること。
- b 焼却施設排ガス処理の制御について
 - (a) 産業廃棄物の種類によって熱量や大気汚染原因物質濃度の変動が大きいことから、焼却する廃棄物の管理が十分に行われなかった場合、発生する大気汚染物質の濃度が大きく変動すると考えられる。事業者は十分な容量の廃棄物ピットを設け、十分な攪拌を行い、廃棄物の均一化を図るとしているが、これを徹底し、大気汚染物質濃度の平準化を図り、排出総量の低減に努めること。
 - (b) 受入基準に照らして疑わしいと判断した搬入廃棄物については、抜き打ちでサンプル分析検査を行うとしているが、その分析項目、分析方法、分析を実施する場所を明示するとともに、検査の結果基準を超過していることが判明した場合の対応について明らかにすること。
 - (c) 乾式アンモニア接触還元法による排煙脱硝を行うとしているが、リークアンモニアによる環境への影響が考えられるため、リークが起らないようアンモニアの使用量を十分検討すること。
 - (d) 事業者は、排出ガスの大気汚染物質濃度を適正に制御するため、維持管理域を設定している。維持管理域については、計画目標値を確実に遵守できるように十分に安全を見込んで設定するとともに、設定した結果を事後調査報告書にて報告すること。
 - (e) 常に適正な排ガス処理が行われるよう、個々の処理設備機器、配管、測定装置等の維持管理を徹底すること。
- c 排出ガス性状のモニタリングについて
 - (a) 関係法令及び条例によって、焼却施設の排出ガスの定期的な測定が義務付

けられているが、これらの測定結果を事業者のインターネットホームページ等により公開することについて検討すること。

(b) 事業者は、横浜市による発生源常時監視のためのテレメータ測定局装置の設置に協力すること。また、排出ガス濃度の変動状況を事後調査報告書にて報告すること。

d 大気汚染防止法第23条第1項及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例第112条に基づき、神奈川県知事から大気の汚染を減少させるための要請等があった場合は、協力すること。

e 自社の廃棄物運搬車両を導入する場合には、最も排出ガスレベルの低い車両を採用するとともに、廃棄物を搬入する他事業者にも、同様の取り組みを行うよう協力要請すること。

(イ) 土壌汚染

土壌中のダイオキシン類について、定常の稼動状態となった2年目に事後調査を実施するとしているが、排出ガス中のダイオキシン類の量は微量であり、短期間における土壌への蓄積量を把握することは難しいと考える。したがって、施設稼動後、1年に1回以上の調査を5年間にわたって実施すること。

(ウ) 廃棄物・発生土

焼却施設から排出される焼却灰、飛灰について、最終処分場への負荷を低減する観点から、再資源化について検討すること。

(エ) 地域社会

廃棄物搬出入車両の走行ルートには住宅地内の道路は使用しないとしているが、廃棄物を搬入する他事業者に走行ルートの事前指導を徹底し、これを遵守させる具体的な方法を検討し、その内容を報告すること。

(オ) 安全

a 本事業において、生活環境の保全上支障が生じるおそれがある事故等が発生した場合、速やかに適切な措置を講じ、事故等の状況や講じた措置等について関係機関に報告することはもとより、速やかに周辺住民等にも情報を提供する体制を整備すること。

b 市民からの問合せ等に適切に対応できるよう、対応窓口を含む組織体制を整備し、リスクコミュニケーションを推進すること。